

平成25年度 市立小・中学校における 児童生徒の問題行動等の状況調査結果

この調査結果は、「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)、及び「平成25年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」(神奈川県)による本市の状況をまとめたもので、データはいずれも速報値に基づくものです。

1. 概要・・・・・・・・・・ 1
2. 暴力行為の状況・・・・ 3
3. いじめの状況・・・・ 5
4. 不登校の状況・・・・ 9
5. 参考資料・・・・・・・・ 14

平成26年10月16日

川崎市教育委員会

担当：川崎市教育委員会 学校教育部 指導課
市川（200-3318）・吉村（200-3247）

1. 概要

(1) 川崎市における暴力行為の概要

平成 25 年度、小学校における暴力行為は 59 件で、平成 20 年度をピークに減少傾向にあります。平成 22 年度から全校で実施している「かわさき共生*共育プログラム」による社会性やコミュニケーション能力等の育成や、同時に行われている効果測定によって、支援が必要な生徒への教職員の情報共有が図られ、児童生徒に対して的確に対応していることの成果が現れてきたためと考えられます。この傾向が今後も続くのか推移を見守る必要があります。

また、中学校における暴力行為は 312 件で、最近では平成 21 年度の 832 件をピークに 4 年連続で大きく減少しています。

中学校においては、繰り返して暴力行為を行う生徒に対して、PTA や地域、関係機関と連携したサポートチーム等を立ち上げ、地域ぐるみで生徒の支援を行ってきました。こうした地域や関係機関と連携する取組が件数の減少に繋がっていると考えられますが、依然として、いくつかの中学校で集中して発生している傾向がありますので、学校の粘り強い指導を支援する必要があります。

(2) 川崎市におけるいじめの概要

平成 25 年度、小学校におけるいじめの認知件数は 453 件で、前年度の 353 件から約 28.3% 増加しました。中学校における認知件数は 167 件で、前年度の 238 件から約 29.8% 減少しています。また、認知したいじめの年度内の改善率*は小中あわせて約 99% でした。

いじめの認知件数は、社会的な関心が高まった次の年度に増加する傾向があります。近年では、平成 18 年度にいじめが社会問題化していじめの定義が見直されたことや、平成 25 年のいじめ防止対策推進法の制定により、いじめを広くとらえる新たな定義が示されたことが、関係しているものと考えられます。

本市では、平成 22 年度、『一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざしてⅡ～いじめ問題の理解と対応～』（平成 22 年 9 月）、及び『一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざしてⅣ～いじめ問題の理解と対応～<総集編>』（平成 24 年 2 月）を発行し、各校の校内研修等で活用しています。また、平成 26 年 11 月には、川崎市いじめ防止基本方針の内容を取り入れた『一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざしてⅣ～いじめ問題の理解と対応～<総集編・改訂版>』を発行することになっております。毎年、6 月から 7 月末まで、全校で児童生徒指導点検強化月間を設けていじめ防止等に全市で取り組み、その成果と課題を 9 月の児童生徒指導連絡協議会で協議しています。さらに、教職員には、初任者研修と 10 年経験者研修においていじめ問題の研修を行い、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めています。平成 24 年度から、支援が必要なすべての児童を対象として支援する児童支援コーディネーターを小学校(今年度は 44 校)に専任化して配置し、いじめの早期発見・早期対応を図っております。これが、いじめの認知数の大幅な増加や改善率が上がっている一因と思われます。平成 26 年 6 月には、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づいて、各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」の運用を始め、いじめ防止対策の年間計画にそって計画的に、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図っております。

※ 改善率 = [(解消した件数) + (一定の解消が図られ、継続支援中の件数)] ÷ 認知件数 × 100

(3) 川崎市における不登校の概要

平成 25 年度、小学校の不登校児童数は 238 人で、前年度の 210 人から約 13%増加しました。中学校の不登校生徒数は 1,048 人で、前年度の 1,010 人から約 3.7%増加し、中学校における生徒 1,000 人あたりの出現数は 36.5 人で、平成 23 年度以降は 40 人を割り、平成 25 年度もそれに続いています。

また、小学校 6 年生が翌年中学校 1 年生になった際に不登校が激増する、いわゆる「中 1 ギャップ」は全国的に見られる傾向ですが、本市の不登校の増加率を見てみると、平成 22 年度は約 327% (約 3 倍) だったものが、平成 23 年度には約 208% (約 2 倍)、平成 24 年度には約 199% (約 2 倍) と 2 年連続で減少しました。平成 25 年度には約 292% (約 3 倍) と再び増加に転じましたが、実際の不登校生徒数は前年度の 248 人から 44 人減少し、204 人となっております。最近では、中学 2 年生以降の不登校生徒が多いことや、中学校 3 年生の不登校生徒数が増加していることから、学校のきめ細かい指導を継続的に支援する必要があります。

登校できていた児童生徒を、不登校にさせない学校づくりを、全教職員で組織的にすすめていかなければならないと考えています。不登校の原因は、学級内の人間関係以外に、家庭環境によるものなど多様化しており、年間 30 日以上欠席がなくても、休みが続いた初期段階での対応が大切になっています。

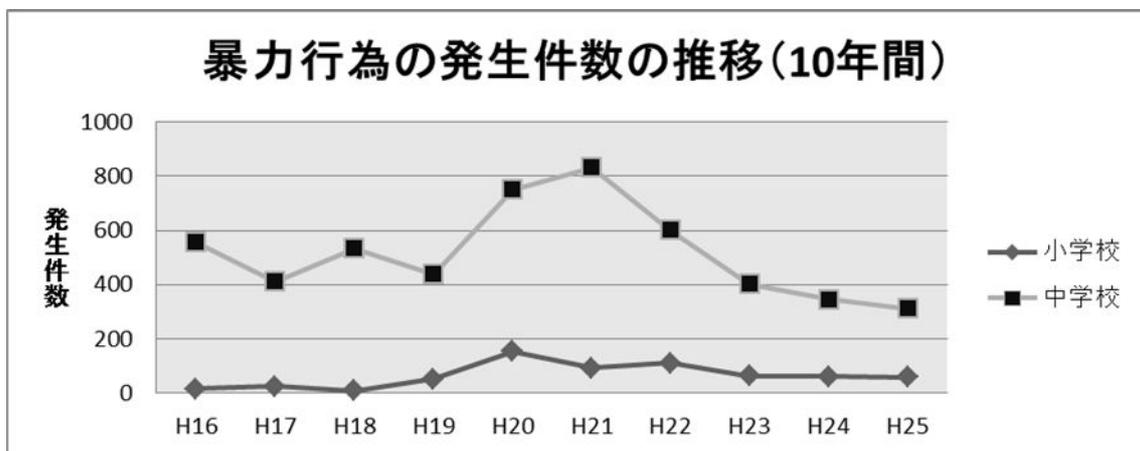
<調査対象> 川崎市立小学校：113 校、川崎市立中学校：51 校

2. 川崎市における暴力行為の状況

(1) 暴力行為全体の発生件数の推移（5年間）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	発生件数	92	111	63	61	59
	1000人あたり	1.3	1.6	0.9	0.87	0.84
中学校	発生件数	832	602	401	346	312
	1000人あたり	30.9	22.2	14.3	12.3	10.86
計	発生件数	924	713	464	407	371
	1000人あたり	9.5	7.3	4.7	4.1	3.7

「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。



(2) 暴力行為の形態別発生件数（5年間）

		形態	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	対教師暴力		3	21	18	16	6
	生徒間暴力		62	50	35	38	45
	対人暴力		7	1	0	1	3
	器物損壊		20	39	10	6	5
中学校	対教師暴力		169	120	70	48	62
	生徒間暴力		383	326	225	200	181
	対人暴力		20	21	5	11	15
	器物損壊		260	135	101	87	54

暴力行為の定義と各形態の凡例は、4ページをご覧ください。

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の4形態に分類し調査しています。

ただし、家族・同居人に対する暴力行為は調査対象外とします。

なお、本調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無に関わらず、次の例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象としています。

● 「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員を含む）の例

- ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・教師の胸ぐらをつかんだ
- ・養護教諭めがけて椅子を投げつけた
- ・定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・その他、教職員に暴行を加えた

● 「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士の暴力行為）の例

- ・同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
- ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押しつけた
- ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
- ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが身体を突き飛ばすなどした
- ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

● 「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力を除く）の例

- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
- ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
- ・登下校中に、通行人に怪我を負わせた
- ・その他、他者（対教師及び生徒間を除く）に対して暴行を加えた

● 「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

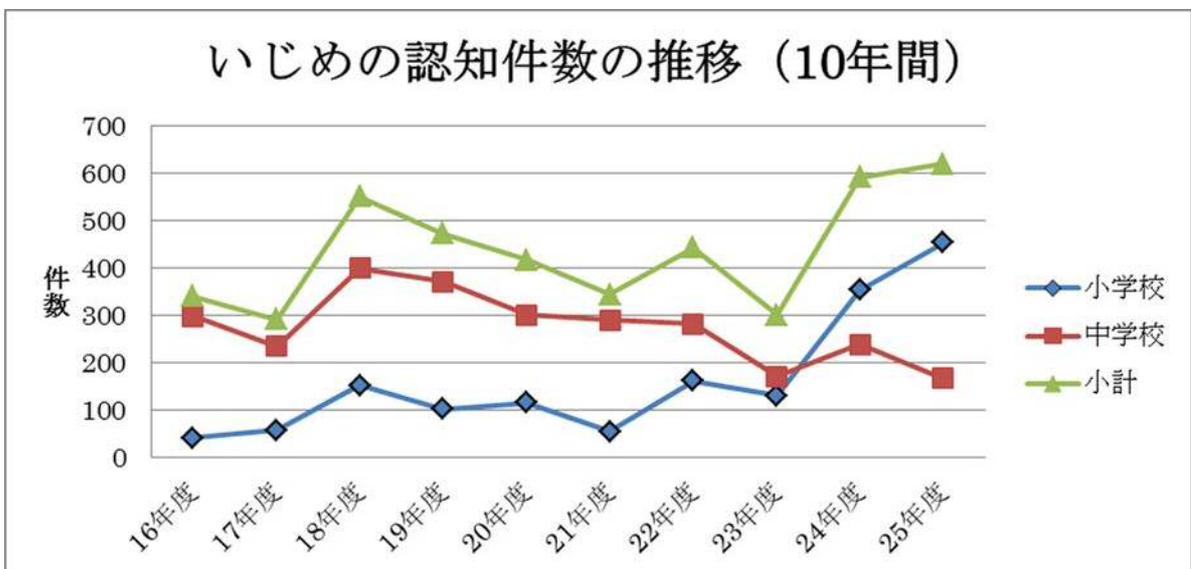
- ・教室の窓ガラスを故意に割った
- ・トイレのドアを故意に壊した
- ・補修を要する落書きをした
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

3. 川崎市におけるいじめの状況

(1) いじめの認知件数の推移（5年間）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	認知件数	54	161	130	353	453
	1000人あたり	0.8	2.3	1.8	5.0	6.4
中学校	認知件数	290	281	170	238	167
	1000人あたり	10.8	10.4	6.1	8.4	5.8
計	認知件数	344	442	300	591	620
	1000人あたり	3.6	4.5	3.1	6.0	6.2

「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。



平成18年度に「いじめ」に定義が変更されています。具体的には、8ページをご覧ください。

(2) いじめの態様別件数

項目(※)	24年度		25年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	230	153	242	100
仲間はずれ、集団による無視をされる。	44	40	54	25
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	65	37	95	15
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	7	8	10	5
金品をたかられる。	4	8	3	4
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	23	14	28	13
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	9	9	33	11
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	9	27	10	18
その他	12	8	16	1

※文部科学省の調査項目の原文のまま、複数回答です。

(3) いじめの発見のきっかけ

項目(※)		24年度		25年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学校の教職員等が発見		160	89	240	57
内 訳	学級担任が発見	89	58	75	43
	学級担任以外の教職員が発見	8	17	6	12
	養護教諭が発見	1	2	3	1
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	3	0	0
	アンケート調査など学校の取組により発見	62	9	156	1
学校の教職員以外からの情報により発見		193	149	213	110
内 訳	本人からの訴え	92	88	126	53
	児童生徒(本人)の保護者からの訴え	73	43	61	33
	児童生徒(本人を除く)からの情報	12	10	21	10
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	14	4	5	13
	地域の住民からの情報	2	3	0	0
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0	1	0	1
	その他(匿名による投書など)	0	0	0	0
計		353	238	453	167

※文部科学省の調査項目の原文のままです。

(4) いじめられた児童・生徒への対応

項目(※)	24年度		25年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
学級担任や他の教職員が状況を聞く	326	233	438	159
養護教諭が状況を聞く	20	24	18	11
スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く	6	12	4	11
学級担任や他の教職員が継続的に面談しケアを行う	202	152	111	105
養護教諭が継続的に面談しケアを行う	17	14	10	8
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う	7	19	5	13
別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保	11	29	7	20
緊急避難としての欠席	3	4	4	0
他の児童生徒に対し、助力・支援を個別に依頼	30	32	15	17
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施	32	78	10	54
グループ替えや席替え、学級替え等	99	21	36	24
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応	10	16	5	8
児童相談所等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む)	3	10	5	5
その他	6	2	2	0

※文部科学省の調査項目の原文のまま、複数回答です。

(5) いじめの改善状況の推移※（5年間）

小学校	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
① 解消したもの	37	118	86	307	272
② 一定の解消が図られたが、継続支援中	10	30	38	41	178
③ 改善した件数(①+②)	47	148	124	348	450
改善率 (③/認知件数×100)	87.0%	91.9%	95.4%	98.6%	99.3%

中学校	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
① 解消したもの	203	219	134	222	144
② 一定の解消が図られたが、継続支援中	71	54	30	13	22
③ 改善した件数(①+②)	274	273	164	235	166
改善率 (③/認知件数×100)	94.5%	97.2%	96.5%	98.7%	99.4%

小・中学校	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校で改善した件数	47	148	124	348	450
中学校で改善した件数	274	273	164	235	166
合計	321	421	288	583	616
改善率 (合計/認知件数×100)	93.3%	95.2%	96.0%	98.6%	99.4%

※①と②は文部科学省による調査項目で、合算から求めた「改善率」は、神奈川県の実態によるものです。また、「解消したもの」「一定の解消が図られたが、継続支援中」とは、当該年度内で判断されたものです。

(6) 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

項目(※)	24年度		25年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	107	49	113	51
いじめ問題に関する校内研修を実施した。			93	40
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	100	45	105	40
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した。	72	29	75	47
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。	51	34	63	32
いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。	88	40	113	51
教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	63	27	62	30
学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	28	9	38	13
PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	21	8	23	10
いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	22	8	22	13
その他	0	0	1	0

※文部科学省の調査項目の原文のまま、複数回答です。

◆ 「いじめ」の調査に関する文部科学省の定義等

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(注1) 「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせて変更している。「いじめられた児童・生徒の立場に立って」判断を行うことなど、同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行う。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにする。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

(注2) 「一定の人的関係のある他の児童・生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指す。

(注3) 「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(注5) けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

<参考>

平成17年度までの文部科学省の「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

平成18年度～23年度までの文部科学省の「いじめ」の定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

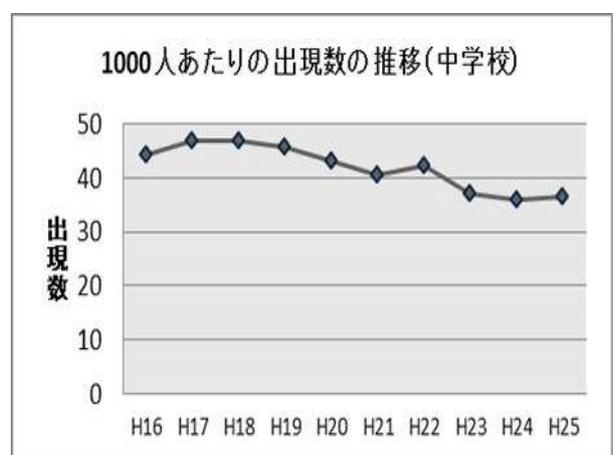
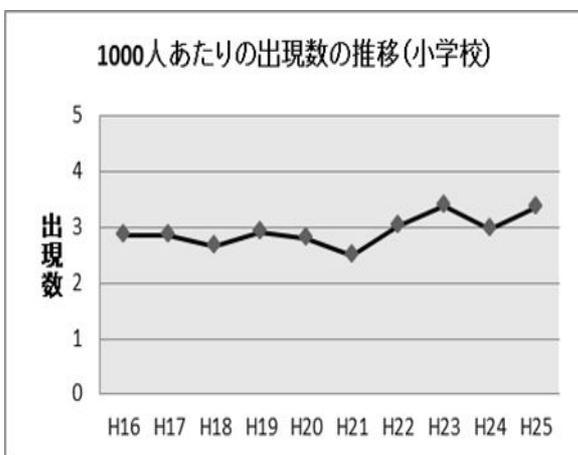
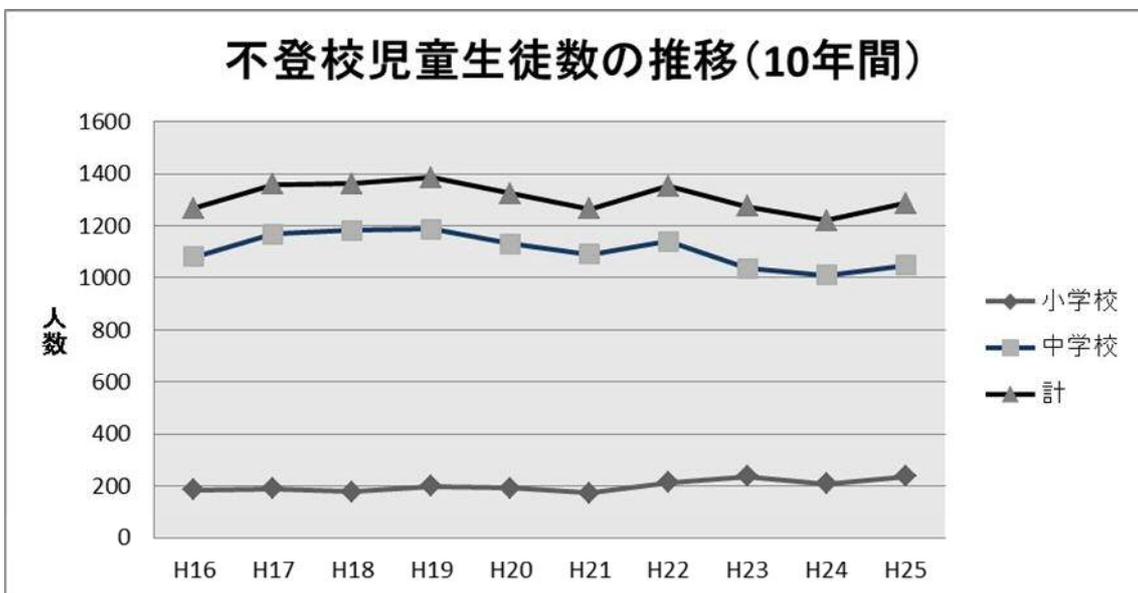
平成25年度の「いじめ防止対策推進法」において、いじめの定義が定められている。

4. 川崎市における不登校の状況

(1) 不登校児童生徒数の推移（5年間）

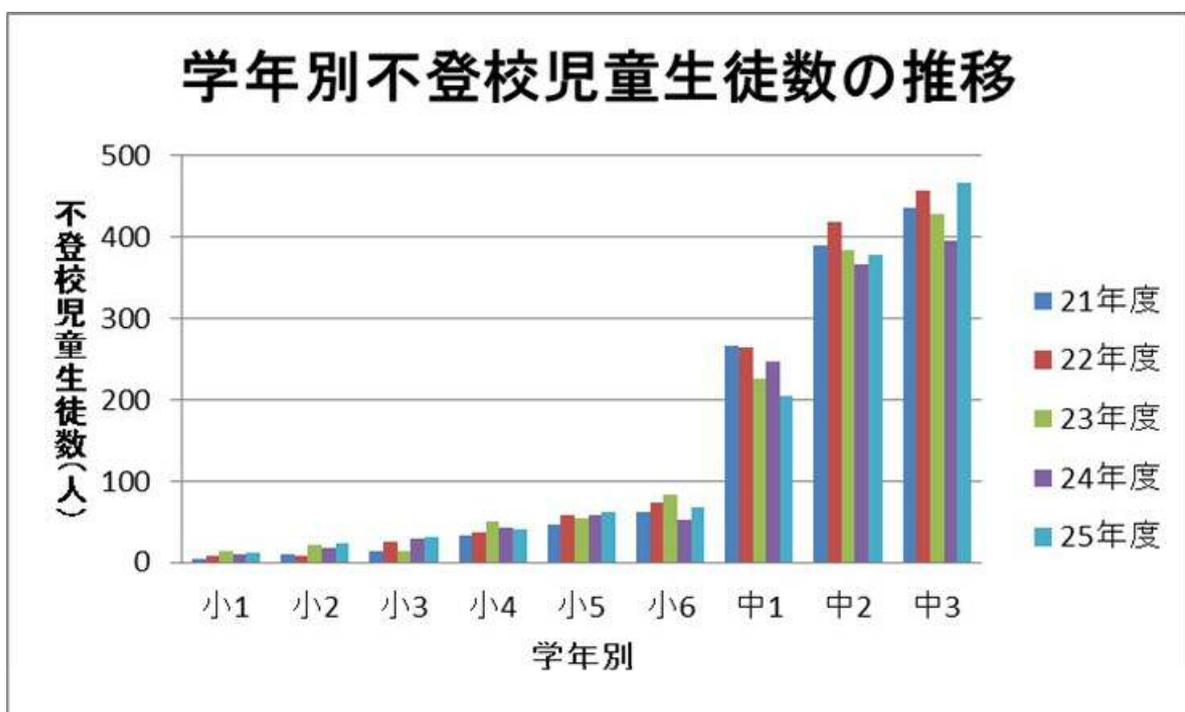
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	人数	174	213	238	210	238
	1000人あたり	2.5	3.0	3.4	3.0	3.4
中学校	人数	1,091	1,140	1,036	1,010	1048
	1000人あたり	40.5	42.1	37.0	35.8	36.5
計	人数	1,265	1,353	1,274	1,220	1286
	1000人あたり	13.1	13.8	13.0	12.4	13.0

「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。
不登校の定義は、13ページをご覧ください。



(2) 学年別不登校児童生徒数の推移（5年間）

校種	学年	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	1年	5	9	15	10	12
	2年	11	9	21	17	23
	3年	15	26	15	30	31
	4年	34	38	50	43	42
	5年	47	58	54	58	62
	6年	62	73	83	52	68
中学校	1年	266	265	225	248	204
	2年	389	418	383	366	378
	3年	436	457	428	396	466



(3) 中学校入学後の不登校の増加状況の推移（5年間）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
中学1年生の不登校児童生徒数	266	265	225	248	204
前年度6年生時の不登校児童数	63	62	73	83	52
増加数（人）	203	203	152	165	152
増加率（%）	322%	327%	208%	199%	292%

(4) 欠席日数別不登校児童生徒数の推移（5年間）

	欠席日数	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	30日～59日	42	51	68	52	57
	60日～89日	37	39	53	37	50
	90日～119日	31	39	37	43	42
	120日～149日	29	35	32	29	31
	150日～179日	18	18	24	25	24
	180日～	17	31	24	24	34
中学校	30日～59日	276	302	227	231	264
	60日～89日	214	188	182	168	167
	90日～119日	172	154	144	157	132
	120日～149日	122	169	145	154	148
	150日～179日	169	145	150	143	165
	180日～	138	182	188	157	172

(5) 不登校になったきっかけと考えられる状況

項目(※)	24年度			25年度		
	小学校	中学校	構成比	小学校	中学校	構成比
いじめ	0	33	2.7%	2	11	1.0%
いじめを除く友人関係をめぐり問題	17	200	17.8%	19	163	14.2%
教職員との関係をめぐり問題	7	34	3.4%	10	23	2.6%
学業の不振	32	119	12.4%	15	116	10.2%
進路にかかる不安	0	9	0.7%	0	27	2.1%
クラブ活動、部活動等への不適応	0	25	2.0%	0	38	3.0%
学校のきまり等をめぐり問題	1	51	4.3%	2	24	2.0%
入学、転編入学、進級時の不適応	7	22	2.4%	5	25	2.3%
家庭の生活環境の急激な変化	4	44	3.9%	19	49	5.3%
親子関係をめぐり問題	63	104	13.7%	69	90	12.4%
家庭内の不和	11	62	6.0%	15	42	4.4%
病気による欠席	29	65	7.7%	12	64	5.9%
非行、情緒的混乱等、本人にかかる状況(※)	168	890	86.7%	208	943	89.5%
その他	15	1	1.3%	11	1	0.9%
不明	5	37	3.4%	3	28	2.4%

※文部科学省の調査項目のうち、非行、無気力、情緒的混乱等をまとめて「非行、情緒的混乱等、本人にかかる状況」としており、複数回答です。

(6) 指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移（5年間）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	児童数	65	65	103	70	93
	割合	37.4%	30.5%	43.3%	33.3%	39.1%
中学校	生徒数	366	452	308	357	354
	割合	33.5%	39.6%	29.7%	35.3%	33.8%
計	児童生徒数	431	517	411	427	447
	割合	34.1%	38.2%	32.3%	35.0%	34.8%

「登校できるようになった」児童生徒の判断基準については、13ページをご覧ください。

(7) 「指導の結果、登校できるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置

項目(※)	24年度		25年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
不登校の問題について研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った	10	13	20	17
全ての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くする等、学校全体で指導にあたった	11	24	19	20
教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった	13	8	25	5
養護教諭が専門的に指導にあたった	7	15	12	13
スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった	7	32	11	25
友人関係を改善するための指導を行った	11	19	22	14
教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した	18	28	28	27
授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った	8	16	12	15
様々な活動の場面において本人が意欲をもって活動できる場を用意した	12	15	23	18
保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった	15	24	23	24
登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした	21	31	35	32
家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った	16	35	23	36
保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った	19	14	29	14
教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった	7	19	27	11
病院等の医療機関と連携して指導にあたった	4	5	6	8
その他	0	1	3	2

※文部科学省の調査項目の原文のままで、複数回答です。

◆ 「不登校」の調査に関する文部科学省の定義等

文部科学省では、不登校について『何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの』と定義している。

本調査において「不登校児童・生徒数」とは、平成25年度学校基本調査の小・中学校における「理由別長期欠席者数」（平成25年度間（平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間）に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒のうち、「不登校」を理由とする者として報告した児童・生徒数と一致するものとする。

不登校の具体例（学校基本調査の手引きより転載）

・学校生活上の影響

いやがらせをする生徒の存在や、教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない（できない）。

・あそび・非行

遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。

・無気力

無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。

・不安などの情緒的混乱

登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え、登校しない等、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない（できない）。

・意図的な拒否

学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。

・複合

不登校状態が継続している理由が上記具体例と複合していていずれが主であるかを決めがたい。

文部科学省では、「登校する又はできるようになった児童・生徒」とは、各学校が、以下のような例を参考に、個々の児童生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認められる者をいう。

- ・1学期中は全く登校できなかったが、教育支援センター（適応指導教室）での支援を受ける中で、特定の教科の学習に興味を持てるようになり、3学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
- ・中学3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。